

公平委員会規程第1号

庁 中 一 般  
各 公 所

四日市市公平委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月12日

四日市市公平委員会委員長 富田俊治

四日市市公平委員会事務局規程の一部を改正する規程

四日市市公平委員会事務局規程（昭和26年四日市市公平委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後						
別表（第5条関係）						
種類	名称	寸法ミリメートル	ひな形（別掲）	書体	使用区分	個数
委員長印	四日市市公平委員会委員長之印	<u>方24</u>	1	れい書	委員長名をもってする一般文書	1
職務代理者印	四日市市公平委員会委員長職務代理者印	<u>方24</u>	2	〃	職務代理者名をもってする一般文書	1
事務局長印	四日市市公平委員会事務局長印	<u>方24</u>	3	〃	事務局長名をもってする一般文書	1

  

改正前						
-----	--	--	--	--	--	--

別表（第5条関係）

種類	名称	寸法ミリメートル	ひな形（別掲）	書体	使用区分	個数
委員長印	四日市市公平委員会委員長之印	<u>方25</u>	1	れい書	委員長名をもってする一般文書	1
職務代理者印	四日市市公平委員会委員長職務代理者印	<u>方25</u>	2	〃	職務代理者名をもってする一般文書	1
事務局長印	四日市市公平委員会事務局長印	<u>方25</u>	3	〃	事務局長名をもってする一般文書	1

附 則

この規程は、公布の日から施行する。